

平成二十年十月二日提出
質問第六一号

肺がん治療薬イレッサによる薬害被害に関する質問主意書

提出者 平岡秀夫

肺がん治療薬イレッサによる薬害被害に関する質問主意書

肺がん治療薬イレッサによる薬害被害に関して、平成二十年二月二十六日の予算委員会において、「ゲフィチニブ使用に関するガイドラインの作成委員の中に、アストラゼネカ社と経済的利害関係のある者がいるのではないか」という平岡秀夫の質問に対し、舛添厚生労働大臣は、「少し状況を調べた上で、きちんと公表できるものはしたいと思います。」と答弁した。

その後、調査状況および調査結果に関し、平成二十年三月十二日提出質問第一六六号「肺がん治療薬イレッサによる薬害被害に関する質問主意書」において問うたところ、内閣衆質一六九第一六六号において、『厚生労働省としては、現在、日本肺癌学会による「ゲフィチニブ使用に関するガイドライン」の作成の経緯等について調査しているところである。』と回答している。

これに関し、十月一日付東京新聞等の報道によると、イレッサの使用継続を認めるガイドラインを創った日本肺癌学会は、作成委員と製薬会社との金銭授受など経済的利害関係を明らかにするよう三月に求めた厚生労働省に対し、半年以上回答していないことが分かった、とある。

この調査に関して、質問する。

1 厚生労働省は、どのような方法で、どのような事項を調査しているのか。また、これまでに調査して得られた結果があれば、内容を説明されたい。

2 肺がん治療薬イレッサによる薬害被害を検証するには、作成委員と製薬会社との金銭授受など経済的利害関係を明らかにすることは、大変重要な点であると思われるが、今後どのような方法で当該経済的利害関係に係わる調査の結果を得ていくのか。

右質問する。